

## 工事下請基本契約約款

### (総 則)

第1条 元請負人名工建設株式会社と、下請負人とは、元請工事を完成するため、元請工事の一部について、注文書、注文請書に定めるもののほか、この工事下請基本契約約款（以下、「約款」という。）に基づき、図面、仕様書その他の図書（これらを「設計図書」という。以下同じ。）にしたがいおのおの対等の立場に立って誠実に契約を履行する。

### (適用範囲)

第2条 元請負人が注文し、下請負人が施工する個別工事の契約（以下「個別契約」という）について、注文書、注文請書および設計図書に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。

### (個別工事の契約)

第3条 下請負人は、個別工事について、設計図書に基づいてあらかじめ見積書を提出する。元請負人は、見積書を審査のうえ注文書を発行し、下請負人は、これに対し注文請書を提出する。

2 見積書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 第1項による元請負人の注文に対し、下請負人においてはこれを引受ける意思のないときは、下請負人は、その旨をすみやかに元請負人に通知する。

4 第1項の設計図書は、元請負人が下請負人に貸与するものとし、下請負人は、工事が完成するなどこれが不用となったときは、すみやかに元請負人に返納する。

### (工程表)

第4条 下請負人は設計図書に基づく工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。

### (関連工事との調整)

第5条 元請負人は、個別工事を含む元請工事（元請負人と発注者との間の請負契約による工事をいう。）を円滑に完成するため関連工事（元請工事のうち個別工事の施工上関連のある工事をいう。以下この条において同じ。）との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行う。この場合において個別工事の内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止したときは、元請負人と下請負人とが協議して工期又は請負代金額を変更できる。

2 下請負人は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

### (法令等遵守の義務)

第6条 元請負人および下請負人は、施工にあたり建設業法、その他施工、労働者の使用等に関する法令およびこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する法令およびこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い、下請負人はこれに従う。

### (秘密の保持)

第7条 下請負人は、個別工事については発注者および元請負人の企業秘密ならびに施工上の工法、技術これらに関する情報知識または営業上の秘密の一切を、個別工事の完成後であっても他に漏らすことはしない。下請負人は、その被用者（作業員を含む。以下同じ。）および下請負人の請負者またはその被用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。

(特許権等)

- 第8条 下請負人は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具などを施工上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、元請負人の指図によって使用するものについてはこの限りでない。
- 2 下請負人は、契約の履行に際して知り得た施工方法など、または元請負人と共同で開発した施工方法などについて、元請負人の書面による同意を得ないで使用し、または特許権等の工業所有権を申請し、あるいは第三者をして申請させない。

(安全・衛生の確保など)

- 第9条 下請負人は、施工にあたり事業者として工事従業者の災害の防止に万全を期する。
- 2 下請負人は、災害防止のため、元請負人の安全衛生管理の方針ならびに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。
- 3 下請負人はその被用者または下請負人の請負者の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受の責を負う。
- 4 下請負人は元請負人の労災互助会制度に加入し、当該工事の注文金額に対し、規定の率により拠出金を拠出する。

(事業内容の報告)

- 第10条 元請負人または下請負人は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容などについて報告を求めることができる。

(意見の聴取)

- 第11条 元請負人は、施工上の工程の細部、作業方法などを定めるに当たって、あらかじめ下請負人の意見を聴取する。

(書面主義)

- 第12条 この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求などは、原則として、書面により行う。

(権利義務の譲渡)

- 第13条 元請負人及び下請負人は、個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合又は個別契約の目的物に係る工事を実施するための資金調達を目的に請負代金債権を譲渡するとき（前払や部分払等を設定したものであるときは、前払や部分払等によってもなお個別契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときに限る。）は、この限りでない。

- 2 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、個別契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器（いずれも製造工場等にある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。
- 3 下請負人は、第1項ただし書の規定により、個別契約の目的物に係る工事を実施するための資金調達を目的に債権を譲渡したときは、当該譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用してはならない。
- 4 元請負人は、必要があると認めるときは、下請負人に対し前項に違反していないことを疎明する書類の提出などの報告を求めることができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第14条 下請負人は、一括して個別工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、公共工事及び共同住宅の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ発注者及び元請負人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(関係事項の通知)

- 第15条 下請負人は、元請負人に対し次の各号に掲げる事項を基本契約締結後遅滞なく書面をもつて通知する。

一、建設業の許可業種および番号

- 二、雇用管理責任者
  - 三、工事現場において使用する作業員に対する賃金支払方法
  - 四、金銭の請求、受領ならびに諸届に使用する印鑑届
- 2 下請負人は元請負人に対して個別工事に関し次の各号に掲げる事項を個別契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。
- 一、現場代理人をおくときはその氏名および主任技術者の氏名
  - 二、安全管理者の氏名
  - 三、その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名
  - 四、工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
  - 五、その他元請負人が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項
- 3 下請負人は、元請負人に対して前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(再下請負人の関係事項の通知)

- 第16条 下請負人が個別工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、下請負人は、元請負人に対して、その契約（その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。
- 一、受任者又は請負者の氏名及び住所（法人であるときは、名称及び工事を担当する営業所の所在地）
  - 二、建設業の許可番号
  - 三、現場代理人及び主任技術者の氏名
  - 四、雇用管理責任者の氏名
  - 五、安全管理者の氏名
  - 六、工事の種類及び内容
  - 七、工期
  - 八、受任者又は請負者が工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
  - 九、受任者又は請負者が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
  - 十、その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項
- 2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(監督員)

- 第17条 元請負人は、監督員（作業所長、作業所主任および工事担当者をいう、以下同じ）を定めたときは、書面をもってその氏名を下請負人に通知する。ただし、下請負人が書面通知を不要とするときは、書面によらない通知をすることで足りる。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく元請負人の権限とされる事項のうち、元請負人が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一、契約の履行についての下請負人又は下請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 二、設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は下請負人が作成したこれらの図書の承諾
  - 三、設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
- 3 元請負人は、監督員にこの約款に基づく元請負人の権限の一部を委任したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書面をもって下請負人に通知する。
- 4 元請負人が第1項の監督員を定めないときは、この約款に定められた監督員の権限は、元請負人が行う。

(現場代理人及び主任技術者)

第18条 現場代理人は、個別契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この約款に基づく下請負人の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求並びに個別契約の解除に係るものを除く。）を行使する。ただし、現場代理人の権限については、下請負人が特別に委任し、又は制限したときは、元請負人の承諾を要する。

- 2 元請負人は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、元請負人との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 3 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる。
- 4 現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第19条 元請負人は、現場代理人、主任技術者、その他下請負人が工事を施工するために使用している請負者、作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 下請負人は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができること。
- 3 元請負人又は下請負人は、前2項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

(工事材料の品質及び検査)

第20条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、作業所長の指示によるものとし、作業所長の指示のないものについては、中等の品質を有するものとする。

- 2 下請負人は、工事材料については、使用前に監督員の検査に合格したものを使用する。
- 3 監督員は、下請負人から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
- 4 下請負人は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出しない。
- 5 下請負人は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出する。
- 6 第2項から前項までの規定は、建設機械器具についても準用する。

(監督員の立会い及び工事記録の整備)

第21条 下請負人は、調合を要する工事材料については、監督員の立会いを受けて調合し、又は見本検査に合格したものを使用する。

- 2 下請負人は、水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面から明視することができない工事については、監督員の立会いを受けて施工する。
- 3 監督員は下請負人から前2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
- 4 下請負人は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

(支給材料及び貸与品)

第22条 元請負人から下請負人への支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所又は返還時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 工程の変更により引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、これを変更する。この場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更する。

- 3 監督員は、支給材料及び貸与品を、下請負人の立会いの上検査して引き渡す。この場合において、下請負人は、その品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、遅滞なくその旨を書面をもって元請負人又は監督員に通知する。
- 4 元請負人は、下請負人から前項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品質、規格等の変更を行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
- 5 下請負人は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管し、下請負人の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、元請負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。
- 6 下請負人は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品が種類、品質又は数量に関し個別契約の内容に適合しないもの（第3項の検査により発見することが困難であったものに限る。）であり、使用に適当でないと認められるときは、遅滞なく監督員にその旨を通知する。この場合においては、第4項の規定を準用する。

（設計図書不適合の場合の改造義務）

第23条 下請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が監督員の指示による等元請負人の責めに帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は元請負人が負担する。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期を変更する。

（条件変更等）

第24条 下請負人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求める。

- 一、 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
  - 二、 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
  - 三、 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
  - 四、 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。）を書面をもって下請負人に通知する。
  - 3 第1項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人とが協議して定める。

（著しく短い工期の禁止）

第25条 元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

（工事の変更及び中止等）

第26条 元請負人は、必要があると認めるときは、書面をもって下請負人に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

- 2 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損

害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、下請負人が工事を施工できないと認められるときは、元請負人は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

3 元請負人は、前2項の場合において、下請負人が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は下請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(下請負人の請求による工期の延長)

第27条 下請負人は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

(履行遅滞の場合の工期の延長)

第28条 下請負人の責めに帰するべき理由により工期内に完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は工期を延長することができる。

(元請負人の請求による工期の短縮等)

第29条 元請負人は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、下請負人に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第30条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

2 元請負人と発注者との間の請負契約において、個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。

(臨機の措置)

第31条 下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるときは、元請負人に協力して臨機の措置をとる。

2 下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(一般的損害)

第32条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関する生じた損害（この約款において別に定める損害を除く。）は、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第33条 個別工事の施工について第三者（個別工事に関する他の工事の請負人等を含む。以下この条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。ただし、

その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

- 2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、元請負人及び下請負人が協力してその処理解決に当たる。

(天災その他不可抗力による損害)

第34条 天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具（いずれも元請負人が確認したものに限る。）に損害を生じたときは、下請負人が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担する。

- 2 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、元請負人と下請負人とが協議して定める。

一、工事の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二、工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三、工事仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、この工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 3 第1項の規定により、元請負人が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

- 4 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取扱いに要する費用は、元請負人がこれを負担する。この場合における負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第35条 下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって元請負人に通知する。

- 2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会いの上工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果を書面をもって下請負人に通知する。

- 3 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

- 4 元請負人は、下請負人が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、下請負人は、直ちにその引渡しをする。

- 5 下請負人は、工事が第2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して元請負人の検査を受ける。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

- 6 元請負人が第3項の引渡しを受けることを拒み、又は引渡しを受けることができない場合において、下請負人は、引渡しを申し出たときからその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、その物を保存すれば足りる。

- 7 前項の場合において、下請負人が自己の財産に対するのと同一の注意をもって管理したにもかかわらず個別契約の目的物に生じた損害及び下請負人が管理のために特に要した費用は、元請負人の負担とする。

(部分使用)

第36条 元請負人は、前条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を下請負人の同意を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、元請負人は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用す

る。

- 3 元請負人は、第1項の規定による使用により、下請負人に損害を及ぼし、又は下請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担は、元請負人と下請負人が協議して定める。

(部分引き渡し)

第37条 工事目的物について、元請負人が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、その部分の工事が完了したときは、第35条（検査及び引渡し）中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第41条（引渡し時の支払い）中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(請負代金の支払方法及び時期)

第38条 個別契約に基づく請負代金の支払方法及び時期については、注文書、注文請書の定めるところによる。

- 2 元請負人は、注文書、注文請書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、下請負人の同意を得て請負代金支払いの時期又は支払方法を変更することができる。

- 3 前項の場合において、元請負人は下請負人が負担した費用又は下請負人が被った損害を賠償する。

(前金 払)

第39条 元請負人が特に必要と認める場合には前渡金を支払うことがある。この場合、元請負人は下請負人に対し、公正証書、または銀行保証もしくは担保提供をもとめる。

- 2 下請負人は前項の前渡金を個別工事に直接必要な費用以外に一切使用してはならない。

(部分 払)

第40条 下請負人は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工事等にある工場製品（監督員の検査に合格したものに限る。）に相応する請負代金相当額について、注文書、注文請書の定めるところにより、その部分払を請求することができる。

- 2 下請負人は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、その請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料の確認を求める。この場合において請負人は、その確認を行い、その結果を下請負人に通知する。

- 3 元請負人は、第1項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書の定めるところにより部分払を行う。

- 4 前払金の支払いを受けている場合においては、第1項の請求額は次の式によって算出する。

$$\text{請求額} = \text{第1項の請負代金相当額} \times \frac{\text{請負代金額} - \text{受領済前払金額}}{\text{請負代金額}}$$

- 5 第3項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(引渡し時の支払い)

第41条 下請負人は、第35条（検査及び引渡し）第2項の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書の定めるところにより、請負代金を支払う。

(賃金などの立替払その他)

第42条 下請負人は元請負人に対し、下請負人が第三者に対し負担する労務費、資材購入代金その他工事についての必要な費用につき立替払を依頼し承認した場合（下請負人の現場代理人において立替払を依頼し、もしくは立替払差引承認した場合を含む）においては元請負人が下請負人に対して有する工事の出来高支払残額の範囲内において、元請負人が立替えて支払い

をすることができる。

- 2 元請負人が下請負人に対し有する有償支給資材その他用役の代金、立替金その他一切の債権については、元請負人は下請負人が元請負人に対して有する工事代金その他一切の債権と各債権の弁済期の前後および弁済期の到来の有無を問わず対当額で相殺することができる。

(部分払金等の不払に対する下請負人の工事中止)

第43条 下請負人は、元請負人が前払金又は部分払金の支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、下請負人は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を元請負人に通知する。

- 2 第26条（工事の変更及び中止等）第3項の規定は、前項の規定により下請負人が工事の施工を中止した場合について準用する。

(契約不適合責任)

第44条 元請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、下請負人に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、元請負人は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、下請負人は、元請負人に不相当な負担を課するものでないときは、元請負人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、元請負人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金減額を請求することができる。

一、履行の追完が不能であるとき。

二、下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三、工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四、前3号に掲げる場合のほか、元請負人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(元請負人の任意解除権)

第45条 元請負人は、工事が完成しない間は、次条及び第47条に規定する場合のほか必要があるときは、個別契約を解除することができる。

- 2 元請負人は、前項の規定により個別契約を解除した場合において、これにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(元請負人の催告による解除権)

第46条 元請負人は、下請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、個別契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一、下請負人が第13条第4項の報告を拒否したとき又は虚偽の報告をしたとき。

二、下請負人が正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき。

三、下請負人が工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき。

四、正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。

五、前各号に掲げる場合のほか、下請負人が個別契約に違反したとき。

(元請負人の催告によらない解除権)

第47条 元請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに個別契約を解除することができる。

- 一、下請負人が第13条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。
- 二、下請負人が第13条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 三、下請負人が個別契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四、引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五、下請負人が個別契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六、下請負人の債務の一部の履行が不能である場合又は下請負人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七、契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八、前各号に掲げる場合のほか、下請負人がその債務の履行をせず、元請負人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九、第49条（下請負人の催告による解除権）の規定によらないで個別契約の解除を申し出たとき。

2 元請負人は、下請負人又はその下請負者（下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む。）が業務の遂行に重大な影響を及ぼす法令違反又はコンプライアンス違反を発生させた場合は、下請負人に何ら催告を要さずに本契約及び個別契約を解除することができる。

- 一、この契約解除に伴う違約金について、下請負人は請求しないものとする。
- 二、この契約解除により、下請負人に損害が生じても元請負人は、何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により元請負人に損害が生じたときは、下請負人は、元請負人にその損害を賠償するものとする。

(元請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条各号又は前条第1項各号に定める場合が元請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(下請負人の催告による解除権)

第49条 下請負人は、元請負人が個別契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、個別契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(下請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条 前条（下請負人の催告による解除権）に定める場合が下請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、下請負人は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第51条 工事の完成前に個別契約が解除されたときは、元請負人は、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。

2 元請負人は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を下請負人に支払う。

3 前項の場合において、第39条（前金払）の規定による前払金があったときは、その前払金の額（第40条（部分払）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却し

た前の額を控除した額)を同項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。

4 前項の場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、下請負人は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の利息を付して元請負人に返還する。ただし、当該契約の解除が第45条第1項、第49条の規定によるものであるときは、利息に関する部分は、適用しない。

5 工事の完成後に個別契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については元請負人及び下請負人が民法の規定に従って協議して決める。

(解除に伴う原状回復)

第52条 個別契約が工事の完成前に解除された場合においては、元請負人及び下請負人は第45条第2項及び前条によるほか、相手方を原状に回復する。

(元請負人の損害賠償請求等)

第53条 元請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が個別契約及び取引上の社会通念に照らして下請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一、下請負人が工期内に工事を完成することができないとき（第28条の規定により工期を変更したときを含む。）。

二、この工事目的物に契約不適合があるとき。

三、第46条又は第47条の規定により、個別契約（ただし、第47条第2項による解除の場合は本契約及び個別契約）が解除されたとき。

四、前3号に掲げる場合のほか、下請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の場合において、賠償額は、元請負人と下請負人が協議して定める。ただし、同項第1号の場合においては請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(下請負人の損害賠償請求等)

第54条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が個別契約及び取引上の社会通念に照らして元請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一、第49条の規定により個別契約が解除されたとき。

二、前号に掲げる場合のほか、元請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第39条（前金払）、第40条（部分払）第3項又は第41条（引渡し時の支払い）第2項（第37条（部分引渡し）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、下請負人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、第39条の規定による請負代金にあっては年3パーセント、第40条第3項又は第41条第2項の規定による請負代金にあっては年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを元請負人に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第55条 元請負人は、引き渡された工事目的物に関し、第35条（検査及び引渡し）第3項（第37条（部分引渡し）において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定に関わらず、設備の機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、元請負

人が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、下請負人は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、元請負人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 元請負人が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を下請負人に通知した場合において、元請負人が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 元請負人は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が下請負人の故意又は重大過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する下請負人の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 個別契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は元請負人若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、元請負人は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、下請負人がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### （暴力団等に関する解除）

- 第56条 元請負人又は下請負人は、相手方又は相手方の下請負者（下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下、同じ）が次の各号の一に該当する場合、相手方に何ら催告を要さず本契約及び個別契約を解除することができる。
- 一、法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人ならびに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。）が暴力団、暴力団関係者、総会屋その他の反社会勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき、又はあったことが認められたとき。
  - 二、暴力団等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 三、法人等の役員等又は使用人が、暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - 四、法人等の役員等又は使用人が、暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - 五、法人等の役員等又は使用人が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - 六、法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - 七、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。
    - ①暴力的な要求行為
    - ②法的な責任を超えた不当な要求行為

③脅迫的な行動をし、または暴力を用いる行為

④その他前各号に準ずる行為

2 前項の契約解除に伴う違約金について、下請負人は請求しないものとする。

3 第1項の規定により、本契約及び個別契約を解除した場合は、相手方に損害が生じても解除した者は、何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、相手方は、解除した者にその損害を賠償するものとする。

4 元請負人及び下請負人は、相手方に対し、自らは又は自らの下請負者が、前第1項第1号から第6号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(通報・報告条項)

第57条 元請負人及び下請負人は、自ら又は自らの下請負者が暴力団等による不当要求行為または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または自らの下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに相手方にこれを報告し、捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力をを行うものとする。

2 相手方が正当な理由なく前項に違反した場合、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、何ら催告を要さずに、本契約及び個別契約を解除することができる。

(紛争の解決)

第58条 この約款の各条項において元請負人と下請負人が協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他基本契約及び個別契約に関して元請負人と下請負人間に紛争を生じた場合には、元請負人または下請負人は、当事者の双方の合意により選定した第三者または建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせんまたは調停により解決を図る。

(情報通信の技術を利用する方法)

第59条 この約款において書面により行わなければならないこととされている承諾、通知、催告、請求等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補 則)

第60条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ元請負人と下請負人が協議して定める。

(付 則)

この約款は令和2年4月28日より実施する。